

3 植物検疫診断事業

海外及び国内の一部で発生しており、まん延した場合に農業生産に重大な影響を与えるおそれのある以下の侵入警戒有害動植物について、農林水産省横浜植物防疫所との連携により、主要産地を重点的に巡回調査し、本県への侵入及びまん延防止に万全を期す。

(1) 侵入調査（植物防疫法第十六条の七に基づく侵入調査事業）

ア コドリンガ

果樹の栽培地域においてフェロモントラップを設置し、誘殺状況を調査する。

- 調査期間：3月～11月の毎月1～2回
- 調査地：笛吹市、山梨市、甲州市、韮崎市、南アルプス市の合計8地点

イ トマトキバガ

トマトの栽培地域においてフェロモントラップを設置し、誘殺状況を調査する。

- 調査期間：毎月1～2回（通年）
- 調査地：中央市の1地点

ウ *Xylella fastidiosa*（細菌）

ブドウまたはモモの栽培地域において目視調査を実施するとともに、疑似り病枝葉については試料を採取する。※ 採取した試料は横浜植物防疫所で検査

- 調査期間：調査対象植物の展葉期から果実の肥大期の間に1回
- 調査地：笛吹市、山梨市、甲州市、韮崎市、南アルプス市の合計10地点
- 調査方法：調査対象樹を1地点あたり10本定め、目視で調査する。

エ *Ramularia collo-cygni*（糸状菌）

とうもろこしの栽培地域において目視調査を実施するとともに、疑似り病葉については試料を採取する。※ 採取した試料は横浜植物防疫所で検査

- 調査期間：調査対象植物の生育期間中（開花期以降）に1回
- 調査地：甲府市、市川三郷町の合計4地点
- 調査方法：調査対象植物を1地点あたり10株定め、目視で調査する。

オ *Plum pox virus*（ウメ輪紋ウイルス）

モモ、スモモ、オウトウの果樹母樹園地及び果樹用苗生産園地において目視調査を実施するとともに、試料を採取する。※ 採取した試料は横浜植物防疫所で検査

- 調査期間：6～7月の間に1回
- 調査地：モモ、スモモ、オウトウの果樹母樹園地及び果樹用苗生産園地のうち1地点
- 調査方法：調査対象樹全てを目視で調査するとともに、任意の5本を無作為に選定し、検定用試料を採取する。

(2) 本県未発生の重要病害虫侵入調査

すでに近県において発生し、農業生産に重大な影響を与えている次の病害虫について、主要産地を対象に調査し、早期発見に努める。

検疫対象病害虫	主な加害農作物
キウイフルーツかいよう病（Psa3系統）	キウイフルーツ
キュウリ黄化えそ病（MYSV）	キュウリ等
キュウリ退緑黄化病（CCYV）	キュウリ・メロン・スイカ等
トマト茎えそ病（CSNV）	トマト・ピーマン・キク等
サツマイモ基腐病	カンショ
クビアカツヤカミキリ	モモ・スモモ・ウメ等